

最終

草 景 審 第 3 号
平成27年10月23日

草津市長 橋 川 涉 様

草津市景観審議会
会長 秋山 元秀

太陽光発電設備等の設置に係る景観計画の変更に対する意見について（答申）
草津市景観条例第40条第2項の規定に基づき、平成27年9月29日付け草都発
第2737号をもって諮問のあった標記の件について、慎重に審議した結果、議事
に対する意見は下記のとおりとします。

記

議案1

太陽光発電設備等の設置に係る景観計画の変更について

基準案については異議なく承認する。

ただし、以下の意見を付するものとする。

- ①太陽光パネルの広範囲な設置は、現在の景観に大きな影響を与えることが予想されるため、本基準の実施とともに、景観計画の趣旨を尊重し、景観に配慮した適切な措置が取られるよう指導されること。
- ②届出対象行為に該当するかどうかにかかわらず、良好な景観を守り続けるという趣旨に基づき、広く市民に周知し、啓発活動を行うこと。
- ③基準については、今後の社会状況の変化や太陽光発電等に関わる技術革新に応じて適宜見直しを行うこと。